大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年10月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 百足屋ホームセンター

所在地 上越市柿崎区川井311外

設置者 有限会社百足屋金物店

- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 計1,800㎡

(変更後) 計2,359㎡

(2) 駐車場の収容台数

(変更前) 39台

(変更後) 40台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) なし

(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり

• 収容台数 8台

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前9時から午後8時(年間70日午後9時)

(変更後)午前7時から午後9時

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前8時30分から午後9時30分

(変更後) 午前6時30分から午後9時30分

3 変更年月日

平成26年5月19日

4 届出年月日

平成25年9月18日

5 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

6 縦覧期間

平成25年10月4日から平成26年2月4日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp